

環境影響評価調査計画書

—株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業—

平成 23 年 12 月

株式会社 村尾組

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 村尾組
 代表者 代表取締役 村尾 浩代
 所在地 東京都青梅市末広町1丁目2番地の1

2. 対象事業の名称及び種類

名称 株式会社 村尾組 ^{なりき}成木工場採石拡張事業
 種類 土石の採取

3. 対象事業の内容の概要

本事業は、現在、東京都青梅市成木において、採石事業を行っている（株）村尾組が、今後20年間の具体的な採掘計画を立案し、事業を継続するものであり、東京都環境影響評価条例に基づき平成5年6月に環境影響評価書が提出された「No.102 株式会社村尾組成木工場採石拡張事業」の拡張事業である。

既事業区域の採掘許可の採取期間は、平成25年11月で終了するが、都市基盤の更なる発展に伴う製品の需要に対応すべく、採掘区域を拡張して事業を継続することにより、砕石製品の安定供給のほか、微力ながら地域経済の発展に寄与できると考えている。

よって、平成25年より新たに20年間の採掘区域を拡張設定して、砕石の生産を継続する事業計画を立案したものである（表3-1参照）。

表3-1 対象事業の内容の概略

項目	内容
事業区域の所在地	東京都青梅市成木6丁目1-1 外77筆
事業区域面積	509,778 m ²
既事業区域	406,837 m ²
拡張区域	102,941 m ²
年間採取量	350,000t
採取期間	20年間 (平成25年1月～平成44年12月)
20年間の総採取岩石	7,000,000t
採掘方法	露天階段採掘法（ベンチカット工法）
生産品目	砕石骨材（硬質砂岩）
放流河川名	成木川（荒川水系）

4. 対象事業の目的及び内容

4.1. 事業の目的

当社は首都圏の主要道路の整備、都区内及び三多摩地区の飛躍的な発展に伴う建築資材の旺盛な需要に対応し、骨材供給の一翼を担うとともに、明治の時代より長年にわたり、西多摩地区の地域振興に寄与すべく対応してきた。都市建設の基盤である骨材は、国内で自給可能な数少ない資源のひとつであり、特に慢性的な供給不足が見込まれる首都圏に安定した骨材の供給をすることは、事業者の責務であると考えている。

本事業の拡張申請に当たっては、長年培った技術と経験を生かし、周辺地域の自然環境や生活環境に与える影響を最小限にとどめると共に、採掘区域の自然環境の回復を図るよう配慮した。

なお、跡地利用については、当面具体化していないが、当地域の特性を生かすように、将来、青梅市及び地元住民と共に検討して、地場産業として地域との共生を図り、また地域の発展に寄与していきたい。

4.2. 事業の内容

4.2.1. 位置及び区域

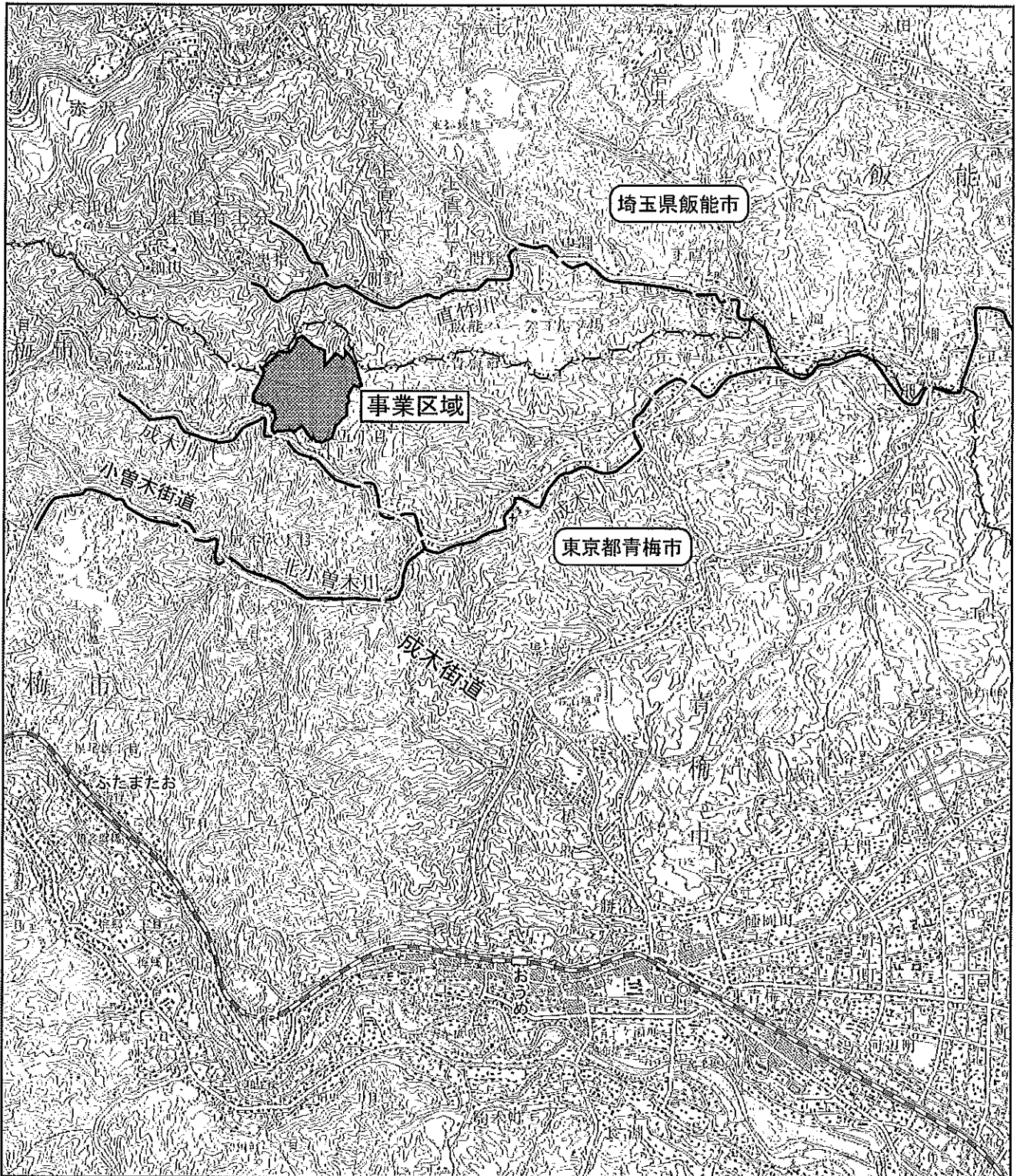
株式会社村尾組成木工場の事業区域は、青梅市成木地区を東西に流れる成木川（荒川水系）流域に位置する（表 4.2.1-1 および図 4.2.1-1 参照）。

最寄り駅は JR 東日本青梅線の二俣尾駅であり、事業区域はこれより北東約 3.5km に位置し、事業区域の南側には成木街道が東西に通っている。

事業計画は、北西側に向かって採掘区域を拡張し、既事業区域を含めた約 51.0ha で、採石事業を継続するものである（表 4.2.1-1 および図 4.2.1-1 参照）。

表 4.2.1-1 事業区域の所在地及び面積

項目		内容
所在地		東京都青梅市成木 6 丁目 1-1 外 77 筆
現況	区域面積	406,837m ²
	うち採石用地	204,355m ²
20 年後	区域面積 (拡張区域面積)	509,778m ² (102,941m ²)
	うち採石用地	266,327m ²



凡 例

—>>>—>>> : 県 界

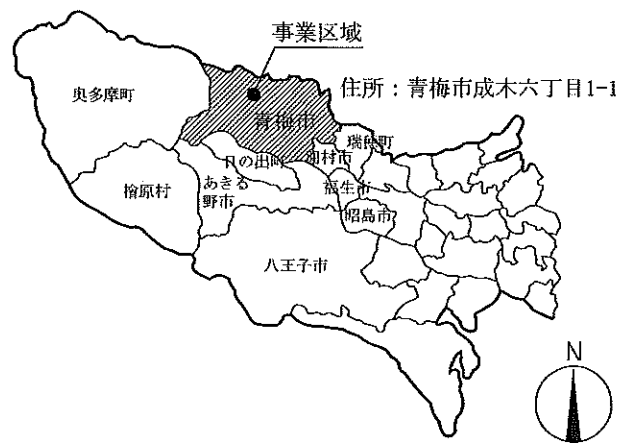
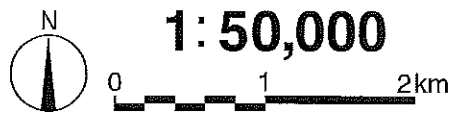


図4.2.1-1 対象事業区域図



4.2.2. 事業計画の内容

事業計画は、「より安全な採掘方法によって、自然環境及び生活環境に及ぼす影響を減ずるように考慮する」ことを念頭において「事業完了後において創出された平場を通じて、地域振興に貢献する」といった将来構想を勘案して、以下の事項を基本方針として立案するもので、期間は20年間である。

① 地域計画との整合性

「青梅市総合長期計画」等の地域計画と整合性のある事業計画とする。

② 既存事業との一体性

採掘区域は、既採掘区域に連続させる。

③ 自然環境の保全

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、動植物の生息、水環境等に考慮した残留緑地を配置する等、自然環境の保全に努める。

④ 周辺地域の生活環境の保全

大気汚染、騒音、振動、水質、交通、景観等、周辺地域の生活環境を配慮した事業計画及び、保全のための措置を講ずる。

(1) 土地利用計画

事業区域は、概ね採石用地と既存林に分けることができる。採石用地は、岩石を採掘する岩壁や、採掘のための重機道路や平坦地、洪水調整池・沈砂池等の排水施設、岩石を製品化する工場敷地等である。

既存林は、採掘や工場の稼働に伴う環境の変化が周辺地域に影響を及ぼさないよう、採石用地を囲むように配した事業完了時に残留する緑地と、採掘予定区域の緑地である。

採掘用地と既存林を大別した土地利用は、採掘の進捗により図 4.2.2-1 に示すように変化する。なお、未伐採林については、将来的に事業を拡張した場合には開発の可能性のある区域であることを示す。

また、事業完了後において創出された平場は、青梅市等と協議し、跡地の有効活用を図る。

7. 環境影響評価の項目

7.1. 選定した項目及びその理由

環境影響評価を行う項目は、図 7.1-1 に示す手順に従い対象事業の事業計画から環境影響要因を抽出した上で、地域の概況において把握した環境の地域特性を勘案し、表 7.1-1 のとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物、および温室効果の計 9 項目である。その選定理由は、表 7.1-2 に示すとおりである。

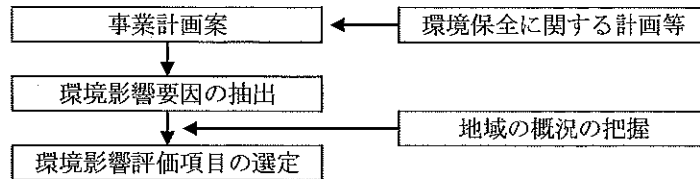


図 7.1-1 環境影響評価項目の選定手順

表 7.1-1 選定した環境影響評価項目およびその理由

環境影響評価の項目	区分 要因 予測する事項	事業の実施中						事業の完了後	
		環境影響	立木伐採	表土除去	採掘	破碎・選別	保管	出荷	緑化
大気汚染	採掘、運搬、破碎・選別及び保管等に伴い発生する粉じんの変化の程度及び出荷ダンプトラック等の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度			○	○	○	○		
悪臭									
騒音・振動	・採掘に伴い発生する発破騒音・振動レベル ・採掘に伴い発生する重機騒音・振動レベル ・破碎・選別時に発生する工場騒音・振動レベル ・出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動レベル				○	○		○	
水質汚濁	降雨により発生する土砂及び濁水による下流河川の水質（浮遊物質量）への影響	○	○	○	○				
土壌汚染									
地盤									
地形・地質	斜面の安定性の変化の程度	○	○	○				○	
水循環	地表面流出水の状況及び河川への流出状況の変化及びその程度	○	○	○				○	
生物・生態系	生物	植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○	○					○
		動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○	○					○
		水生生物相の変化の内容及びその程度		○	○				
		生息（育）環境の変化の内容及びその程度	○	○	○				○
		緑の量の変化の内容及びその程度	○						○
	生態系	陸域生態系の変化の内容及びその程度	○	○	○			○	
日影									
電波障害									
風環境									
景観	地域景観の特性、代表的な眺望点からの眺望の変化の程度	○	○	○				○	
史跡・文化財									
自然との触れ合い活動の場									
廃棄物	立木伐採等による廃棄物の排出量及び再利用計画等による排出の抑制の程度	○	○	○	○				
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量、エネルギー使用量及びそれらの削減の程度	○	○	○	○	○	○	○	

表 7.1-2 選定した環境影響評価項目およびその理由

項目	理由
大気汚染	採掘、破碎・選別、保管及び出荷に伴い、粉じん等の大気汚染物質の発生が考えられる。
騒音・振動	採掘、破碎・選別及び出荷に伴い、騒音、振動の発生が考えられる。
水質汚濁	立木伐採、表土除去及び採掘に伴い、降雨により発生する土砂及び濁水による下流河川の水質（浮遊物質）に影響することが考えられる。
地形・地質	立木伐採、表土除去及び採掘に伴い、新たな採掘斜面が出現することにより、斜面の安定性に影響することが考えられる。
水循環	立木伐採、表土除去、採掘及び緑化に伴い、地表面流出水の状況及び河川への流出状況に影響することが考えられる。
生物・生態系	立木伐採、表土除去、採掘及び緑化に伴い、地形及び植生が変化し、生物・生態系に影響することが考えられる。
景観	立木伐採、表土除去、採掘及び緑化に伴い、地形及び植生が変化し、地域景観の特性及び代表的な眺望点からの眺望に影響することが考えられる。
廃棄物	立木伐採、表土除去、採掘及び破碎・選別に伴い、伐採樹木や廃石等の廃棄物が発生すると考えられる。
温室効果ガス	採掘、破碎・選別、保管及び出荷等におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出、及び立木伐採及び緑化に伴う森林吸収量への影響が考えられる。

7.2. 選定しなかった項目及びその理由

制定しなかった項目は、表 7.2-1 に示すとおり、悪臭、土壌汚染、地盤、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の 8 項目である。

表 7.2-1 選定しなかった環境影響評価項目およびその理由

項目	理由
悪臭	事業の実施により、悪臭を発生させる行為はなく、また、悪臭を発生させる施設も設置しない。
土壌汚染	土壌への影響を予想させる行為・要因には、表土除去、採掘が挙げられるが、事業区域には、過去に土壌汚染を発生させる施設等が立地した地歴はなく、事業区域及びその周辺地域において土壌汚染を原因とする地下水汚染等の公害問題が発生した経緯もない。
地盤	事業の実施により、地下水の揚水は行わない。また、事業区域周辺には軟弱な粘性土が分布していないため、事業の実施に伴う地盤沈下は生じない。
日影	事業の実施により、日影が生じる建設物や工作物は設置しない。
電波障害	事業の実施により、電波障害が生じる建設物等は設置しない。
風環境	事業の実施により、風環境に影響を及ぼす建設物等は設置しない。
史跡・文化財	事業区域およびその周辺に指定文化財および周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。なお、採掘により新たな埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法等に基づき適切な措置を講じるものとする。
自然との触れ合い活動の場	事業区域周辺には最寄り約 2.5m 離れた周辺にハイキングコースおよび自然公園が存在するが、事業の実施によりこれらが持つ機能に直接的な影響は生じない。